主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人松木武の上告理由について。

株式会社において、取締役の解任を目的とする臨時総会を招集することが、商法 二七一条一項にいう「会社ノ常務二属セザル行為」にあたると解すべきことは、当 裁判所の判例の趣旨とするところであり(最高裁昭和三五年(オ)第一四四七号同 三九年五月二一日第一小法廷判決・民集一八巻四号六〇八頁参照)、このことは、 右臨時総会の招集が、少数株主による招集の請求に基づくものであるときにおいて も同様と解するのが相当である。けだし、会社の常務とは、当該会社として日常行 われるべき通常の業務をいうのであり、取締役の解任を目的とする臨時総会の招集 の如きは日常、通常の業務にあたらないと解すべきであるところ、その招集行為の 性質そのものは、それが少数株主の総会招集請求に基づく場合であつても、なんら 影響を受けないと解すべきであるからである。

したがつて、右と同旨の原判決の判断は正当であり、原判決に所論の違法はなく、 論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

豊			田	吉	裁判長裁判官
男	! }	昌	原	岡	裁判官
雄	Ī	信	Ш	/]\	裁判官
郎	<u> </u>	喜	塚	大	裁判官